

第2次 伊賀市障がい者福祉計画



三重県伊賀市

平成24年3月

「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字がもつマイナスの印象と、これを不快に感じる方の思いに配慮していく必要があると考え、「がい」をひらがなで表記することとしました。

漢字かひらがなかという議論自体を無意味に思うといった意見があることは承知していますが、「害」のマイナスイメージを払拭するとともに、障がいのある人への差別やさまざまなバリアについて、市や市民一人ひとりが考える契機にしていきたいと考えています。

なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

はじめに



伊賀市では、平成 20 年 3 月、伊賀市総合計画や伊賀市地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画として「伊賀市障がい者福祉計画」を策定し、基本理念に「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」ことを掲げて、障がいのある人に関する施策に取り組んでまいりました。

障がい福祉制度につきましては、平成 18 年に制定された障害者自立支援法に替わる新たな法律として障害者総合支援法(仮称)の検討が進められているなか、平成 23 年には障害者基本法の一部改正や「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されるなど、これまで以上に障がいのある人の人権を尊重し、地域生活や社会参加に必要な支援を講じることが求められています。

こうした状況のなか、このたび、「伊賀市障がい者福祉計画」が改定時期を迎えたことから、近年の障がいのある人を取り巻く様々な環境や制度等の変化を踏まえるとともに、障がいのある人へのアンケート調査や当事者及び関係団体・機関との意見交換会等の実施により障がいのある人の意向を把握し、それを反映した計画を策定いたしました。

この計画は、「一人ひとりに応じた生活支援のしくみづくり」、「生涯を通じた発達と社会参加支援のしくみづくり」、「だれもが心地よく安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本目標からなり、障がいのある人が住み慣れた地域で多くの人と協力しながら自分らしい暮らしが送れるよう、保健・医療・福祉をはじめ、教育・就労等の幅広い分野と連携を図りながら、一人ひとりのニーズに沿った支援をする取り組みを進めていくための基本方針を定めたものです。

今後は、市民の皆さまのご協力を得ながら、この計画の基本理念である「だれもが自分らしく暮らせるまち」の実現に向けて、障がい福祉施策を推進してまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、長期間にわたり熱心にご協議いただきました伊賀市障がい者福祉計画策定委員会委員の皆さま、また、アンケート調査にご協力いただきました皆さまや意見交換会等において貴重なご意見をいただきました皆さま、並びにご協力いただきました障がい者団体及び関係機関の皆さまに心より厚くお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

伊賀市長 内保博仁

目 次

第1章 計画策定にあたっての基本的事項	
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2
5 計画の策定方法	3
6 計画の推進方法	4
第2章 伊賀市の現況	
1 人口・世帯の状況	5
2 障がいのある人の状況	5
第3章 障がい者福祉の基本方向	
1 基本理念	7
2 障がい者福祉の目標	8
3 目標実現に向けた取り組みを進めるうえでの視点	10
4 計画の体系	12
第4章 障がい者福祉の基本計画	
目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる	
基本方針1 情報提供と相談支援の充実	14
基本方針2 生活を支援するサービスの推進	19
基本方針3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	22
目標Ⅱ 生涯を通じた発達と社会参加支援のしくみをつくる	
基本方針1 一生涯を通じた生活支援システムの確立	23
基本方針2 早期療育と保育の充実	25
基本方針3 学齢期の子どもの教育・療育の推進	27
基本方針4 就労支援の推進	29
基本方針5 社会参加活動の推進	32
目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる	
基本方針1 市民の理解と協働の推進	34
基本方針2 快適で安全なまちづくりの推進	36
第5章 計画の推進のための取り組み	40
参考資料	43
用語解説	51

本文中の※印のついた用語について、二回目以降は巻末の用語解説を参照してください。

第1章 計画策定にあたっての基本的事項

1 計画策定の背景

伊賀市は、平成16(2004)年11月に6市町村が合併して誕生しました。平成18(2006)年度に策定した「伊賀市総合計画」は、めざす市の姿を「ひとが輝く 地域が輝く」と定め、「住み良さが実感できる自立と共生のまち」の実現を目標としています。また、平成23(2011)年度からの後期基本計画では、障がいのある人の自立した生活を支える取り組みの推進が位置づけられました。

さらに、平成23(2011)年3月に策定した「第2次伊賀市地域福祉計画」は、家庭や地域のなかで、その人らしく、安心して生活が送れるような地域社会の実現のため、市民をはじめ、各関係機関が共通した方針を持って地域福祉を実践していくための道標となることを目的としています。

一方、障がい福祉の分野では、平成23(2011)年8月に障害者基本法の一部が改正され障がい者への差別の禁止、地域社会における共生等に関する内容が盛り込まれました。さらに、平成18(2006)年度に施行された障害者自立支援法[※]に替わる新たな法律として、平成25(2013)年8月に「障害者総合福祉法(仮称)[※]」が施行できるよう整備が進められており、これまで以上に障がいのある人の地域社会で自立した生活を営む権利を保障し、地域生活と社会参加に必要な支援を講じることが求められています。

2 計画策定の目的

本計画は、制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、市民のだれもが障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し合いながら、主体的に生きる力を身につけ、つながりを持って安心して心豊かに暮らせるように支援するため、「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」の推進を目的としています。

障がいのある人が市民の一員として参加し、住み慣れたまちで、いつまでも安心して、共に助けあって暮せるよう、一人ひとりのニーズと思いに沿った支援する取り組みを進めていくための基本方針として策定します。

※ 障害者自立支援法

障がいのある人がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする法律。

※ 障害者総合福祉法(仮称)

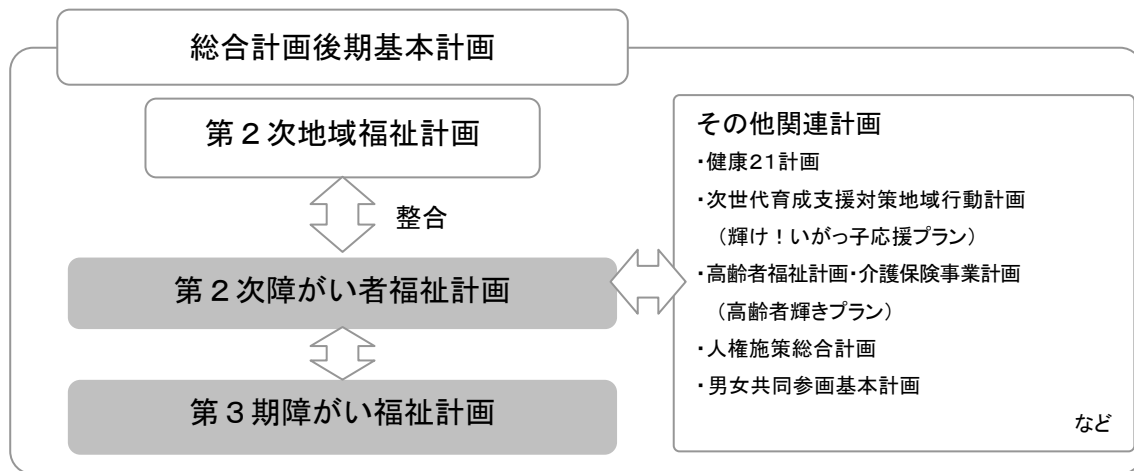
現在の「障害者自立支援法」に替わり、新たに平成25(2013)年8月施行を目指し制定する国の法律。制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画で、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、障害者自立支援法※（第88条）に基づいて3年ごとに策定する「伊賀市障がい福祉計画」の上位計画となります。

また、本市のまちづくりの基本方針である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

図1 計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、今回同時に策定する障がい福祉計画の計画期間と同じ平成24（2012）年度から平成26（2014）年度までの3年間としますが、障害者自立支援法※に替わり、平成25（2013）年8月に新たな法律として障害者総合福祉法（仮称）※が施行される予定であるため、国の法律の動向によっては、期間中であっても計画の見直しを行います。

図2 計画の期間

H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)
第1次障がい者福祉計画 (平成20年度～平成23年度)				第2次障がい者福祉計画 (平成24年度～平成26年度)		
第2期障がい福祉計画 (平成21年度～平成23年度)			第3期障がい福祉計画 (平成24年度～平成26年度)			

5 計画の策定方法

本計画は、平成 23（2011）年 3 月に実施したアンケート調査をはじめとしたデータを活用しつつ、市民や関係者等による議論を反映するために、「伊賀市障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、「伊賀市障がい者地域自立支援協議会※」で抽出された現状課題の計画への反映や策定の基本的事項についての協議を行うとともに、当事者や関係者等との意見交換会や計画（中間案）に対するパブリックコメント※を実施し策定しました。また、「伊賀市障がい者福祉計画庁内推進委員会」と「同プロジェクトチーム」を設置し、施策について協議を行いました。

アンケート調査は、障がいのある人、障がいのある子どもの保護者、精神科医療機関に入院している人を対象に実施しました。調査の対象者は、18 歳以上の身体障害者手帳所持者 1,000 人、18 歳以上の療育手帳所持者 400 人、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者 400 人、精神科医療機関に入院している人 30 人、障がい者手帳を所持している 18 歳未満の児童の保護者 200 人の合計 2,030 人としました。このうち 1,223 人から回答をいただき、回収率は 60.2%でした。

また、意見交換会には 50 人の参加があり 44 件のご意見をいただきました。さらに、パブリックコメントでは、4 人の方から 18 件のご意見をいただきました。

※ 障がい者地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉をすすめるしくみづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関、市などで構成する協議会。伊賀市では障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の進捗状況の確認や評価も行う。

※ パブリックコメント

行政機関が計画等を制定しようとするときに、広く市民に、意見・情報・改善などを求める手続。

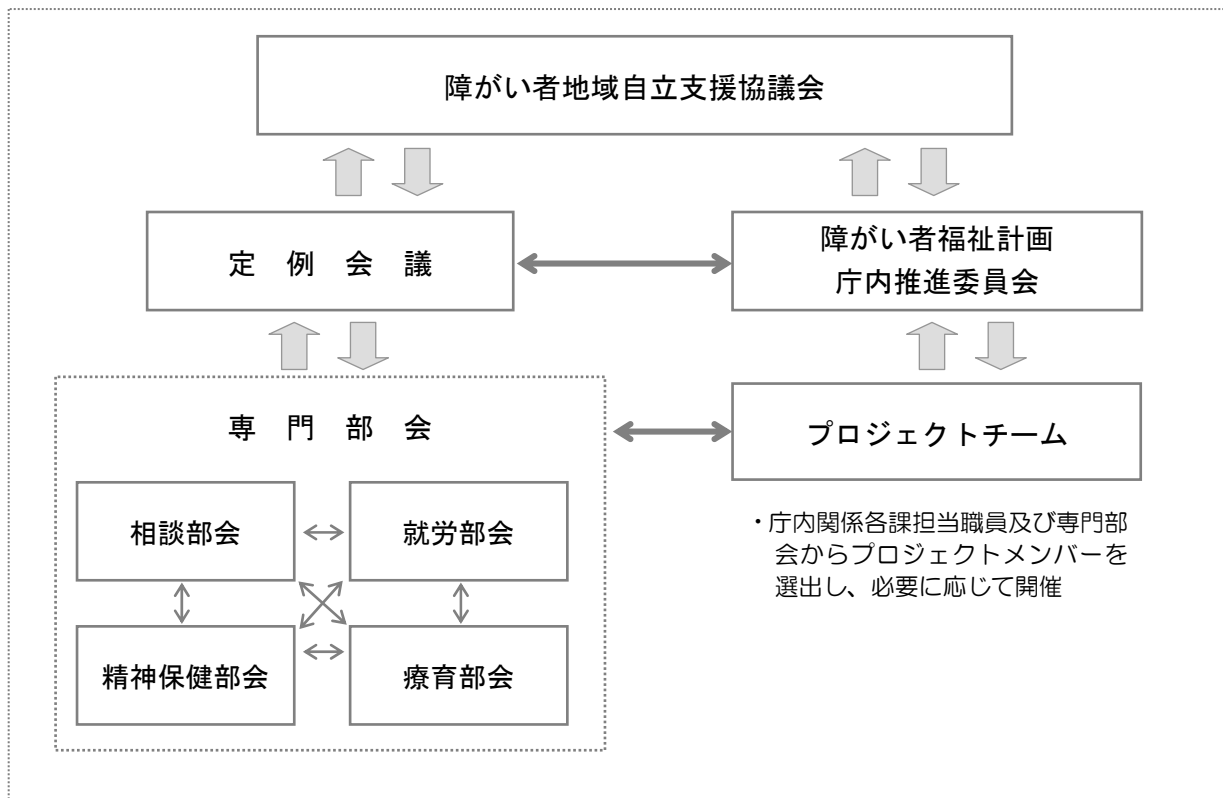
6 計画の推進方法

本計画は、本市における障がい者福祉を推進するために関係する幅広い機関・団体等が参加する障がい者地域自立支援協議会※で、具体的な推進方策の検討や年度末に計画の進捗状況の評価を行い、障がい福祉計画に反映させながら推進していきます。

また、現場で実際に支援に携わっている方々や関係機関が協議する場として「相談」「就労」「精神保健」「療育」の4つの専門部会を設置し、本市の現状やニーズの把握に努めるとともに、各専門部会の代表者による定例会議において各専門部会からの意見を集約し施策への提案等を障がい者地域自立支援協議会※へ発信していきます。

さらに、市内における障がい福祉施策を推進する組織として障がい者福祉計画市内推進委員会を設置し、定例会議と連携を取りながら本計画を推進していきます。

図3 計画推進体制図



第2章 伊賀市の現況

1 人口・世帯の状況

本市の人口は、平成 12（2000）年を境に減少に転じており、少子高齢化が顕著になってきました。今後も、生産年齢人口の比率は低下を続け、一方で高齢者人口の比率が上昇し急激な高齢化が進むと見込まれています。また、世帯数は年々増加しており、1世帯あたりの人口の減少や、核家族化も見込まれます。

表1 年齢3区分別の人口推移

区 分		昭和 55年	平成 2年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	18,207	16,780	14,492	13,200	12,164	10,798
	構成比(%)	19.0	17.2	14.3	13.1	12.5	11.3
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	63,525	61,157	63,660	62,119	58,146	55,903
	構成比(%)	66.5	62.6	62.7	61.7	59.9	58.3
高齢者人口 (65歳以上)	実数(人)	13,849	17,053	23,366	25,304	26,733	29,167
	構成比(%)	14.5	17.4	23.0	25.2	27.5	30.4
総数	実数(人)	95,582	97,752	101,527	100,623	97,207	95,868
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総世帯数(世帯)		25,238	27,724	32,730	34,620	34,915	—
1世帯あたり人口(人)		3.78	3.52	3.10	2.91	2.78	—

資料：昭和55(1980)年～平成17(2005)年国勢調査
平成22(2010)年 国勢調査速報
平成27(2015)年 伊賀市総合計画（推計値）

2 障がいのある人の状況

障がい者手帳を所持している市民は、平成 23（2011）年3月末現在で 5,939 人と、人口のおよそ6%を占めています。平成 22（2010）年度の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は 4,923 人で、そのうちの約6割が肢体に障がいのある人です。また、療育手帳所持者は 625 人で、平成 19（2007）年度と比較して 61 人増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は 391 人で、平成 19（2007）年度と比較して 57 人増加しています。

表2 各障がい手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）[単位：人]

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障害者手帳	4,830	4,796	4,877	4,923
療育手帳	564	584	594	625
精神障害者保健福祉手帳	334	341	360	391
計	5,728	5,721	5,831	5,939

資料：伊賀市社会福祉事務所

表3 身体障害者手帳所持者数（平成23(2011)年3月31日現在）[単位：人]

区 分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計	計	
							者	児
1級	163	32	2	400	654	1,251	1,224	27
2級	86	120	4	514	11	735	718	17
3級	24	96	41	636	139	936	928	8
4級	25	117	16	865	247	1,270	1,267	3
5級	49	3	0	341	0	393	393	0
6級	47	143	0	148	0	338	335	3
計	394	511	63	2,904	1,051	4,923	4,865	58
H20.3.31現在	423	547	56	2,838	966	4,830	4,761	69

資料：伊賀市社会福祉事務所

表4 療育手帳所持者数（平成23(2011)年3月31日現在）[単位：人]

区 分		計	H20.3.31現在
A1（最重度）	18歳未満	55	57
	18歳以上	235	219
A2（重度）	計	290	276
B1（中度）	18歳未満	94	84
	18歳以上	241	204
B2（軽度）	計	335	288
合 計		625	564

資料：伊賀市社会福祉事務所

表5 精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成23(2011)年3月31日現在）[単位：人]

区 分	計	H20.3.31現在
1級	47	41
2級	254	221
3級	90	72
計	391	334

資料：伊賀市社会福祉事務所

第3章 障がい者福祉の基本方向

1 基本理念

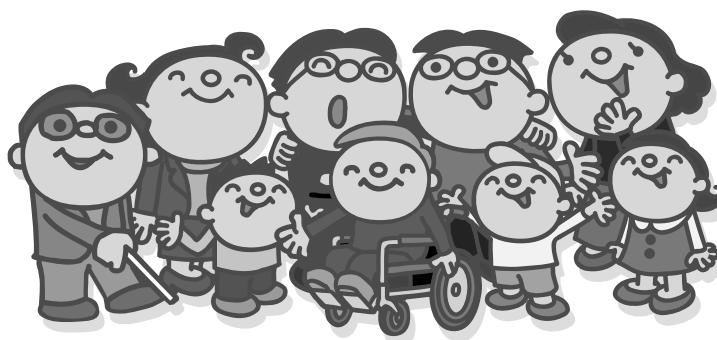
計画の策定趣旨や障がいのある人の現状、アンケート調査の結果、将来推計などを踏まえて、次の基本理念を掲げ、その理念に基づく施策や事業を積極的・計画的に推進します。

だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる

住み慣れた地域で多くの人々と協力し合いながら、「自分らしい暮らし」が送れることを誰もが願っています。そのためには、支援や介護が必要なときも「いきいきと輝ける暮らし」を実現するよう支えあうしくみが必要です。

障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりが主人公になって主体的に生きる力を身につけ、お互いの人権を尊重しあいながら、つながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、ユニバーサルデザイン[※]の理念に基づいた「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」が必要です。

公的な制度に基づくサービスを基盤としつつ、障がいのある人自身を含めた市民参加によって柔軟、多彩に展開される地域福祉活動との効果的な協働を進め、「高参加・高福祉[※]」の障がい者福祉を実現していきます。



※ ユニバーサルデザイン

障がいのあるなし・年齢・性別・国籍等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

※ 高参加・高福祉

住民参加によって地域福祉力を高め、よりよい福祉を実現することを目指している、伊賀市地域福祉計画で掲げている理念のひとつ。

2 障がい者福祉の目標

基本理念の達成に向け、次の3つの障がい者福祉に関する目標を掲げます。

目標Ⅰ．一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

「自分らしい暮らし」を実現するには、一人ひとりのニーズや思いを出発点として、生活を考えていくことが大切です。その人が置かれている状況にあった支援を行っていくために必要な情報提供と相談支援に取り組み、権利擁護[※]の視点にたつて積極的に働きかけを行っていきます。また、地域の多様な力を活かしたサービスの充実を図りつつ、効果的な支援を行っていきます。

また、保健・医療・福祉分野の連携を強化し、障がいのある人が安心して地域で生活できる体制づくりを推進します。

【目標を実施していくための取り組みの基本方針】

1. 情報提供と相談支援の充実
2. 生活を支援するサービスの推進
3. 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

目標Ⅱ．生涯を通じた発達と社会参加支援のしくみをつくる

障がいのある人が主体的な意識をもって「自分らしい暮らし」の実現に取り組んでいくためには、ライフステージ[※]に応じて必要な力を身につけるための学習・体験や療育等の機会を提供するとともに、それらの成果を活かして社会参加していくための支援を行っていくことが不可欠です。

生涯を通じた発達支援、就労支援、生活支援を系統的、継続的に行っていくよう、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅等のさまざまな分野の機関が情報を共有し、連携していきます。そして、障がいの種別や程度にかかわらず、一生涯を通じて地域で自立して生活していけるよう支援するしくみを構築していきます。

【目標を実施していくための取り組みの基本方針】

1. 一生涯を通じた生活支援システムの確立
2. 早期療育と保育の充実
3. 学齢期の子どもの教育・療育の推進
4. 就労支援の推進
5. 社会参加活動の推進

目標Ⅲ. だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

障がいのあるなしにかかわらず、ユニバーサルデザイン※の理念に基づく誰もが心地よく暮らせるまちをつかっていくためには、お互いの人権を尊重し合いながらつながりを持ち、快適で安全なまちづくりを進めていく必要があります。

障がいを「特別なもの」と考えるのではなく、共に生きる「地域の一人」としてみんなが理解しあい、支えあって暮らせる地域づくりに、障がいのある人自身も主体的に関わっていけるよう支援していきます。

【目標を実施していくための取り組みの基本方針】

1. 市民の理解と協働の推進
2. 快適で安全なまちづくりの推進



※ 権利擁護

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理として権利や支援獲得を行うとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援。

※ ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

3 目標実現に向けた取り組みを進めるうえでの視点

目標の実現に向けた取り組みを計画的に進めるために、次の5つの視点を位置づけます。

1. 市民や団体等の理解と参加を推進する

「高参加・高福祉[※]」を実現していくために、市民、あらゆる機関・団体、事業者等の障がい者福祉への理解と参加を進め、地域福祉計画との一体的な推進を図ります。

2. 関係機関等のネットワークを構築する

市民や団体等の効果的な参加と協働を推進していくためには、支援やコーディネートを進めるうえで中核となる専門機関の役割が不可欠です。障がい者福祉に関わる幅広い関係機関等が連携し、各々の機能を発揮しながら効果的な支援を行っていきよう、障がい者地域自立支援協議会[※]を通じたネットワークづくりをさらに強化していきます。

3. 障がい者福祉の基盤を整備する

障がい福祉計画に目標数値を掲げる障害福祉サービス[※]等をはじめ、発達支援、就労支援、生活支援等に関わる各種サービスが、ニーズに応じて市全域で同じように利用できるようにしていくために、サービスを提供する組織や施設等の基盤整備を、市民、関係機関・団体、事業者等と連携して取り組んでいきます。

特に、取り組みが遅れている精神障がい者や、障がい者の範囲の見直しにより新たに障害者自立支援法[※]の対象となった発達障がい[※]者に対するサービス提供体制を充実するよう推進していきます。

※ 障害福祉サービス

個々の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

※ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がいや、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が主に乳児期から幼児期にかけて現れ始めるもの。相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係が取りにくい状態。言葉の遅れや強いこだわりが出る場合もある。

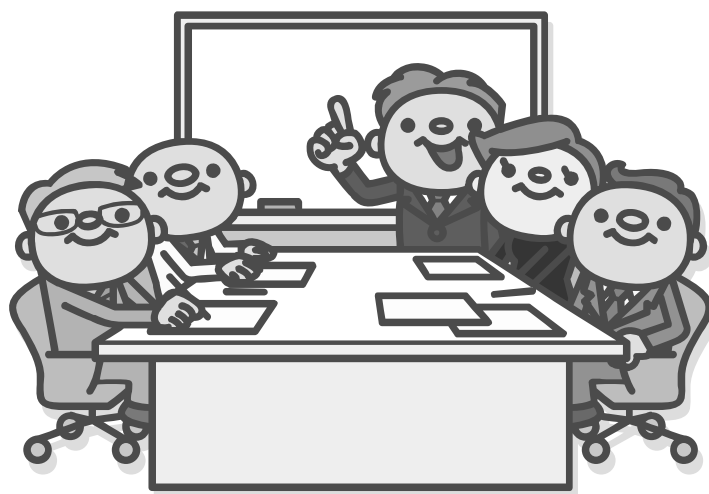
4. ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進する

年齢、性別及び国籍の違い、障がいのあるなし等を問わず、個人として尊重され、すべての人が自由に社会参画できる暮らしやすいまちづくりを目指し、ユニバーサルデザイン*の理念に基づいたまちづくりを推進します。

5. 効果的な事業推進を図る

本計画に掲げた取り組みは、障がい者地域自立支援協議会*において関係機関・団体、事業者等が協力して推進していくための具体的な方策を検討し、優先度等も定めながら効果的に推進していきます。

また、事業の評価を行い、よりよい取り組みとしていくように努めます。



4 計画の体系

目標 I.

一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

基本方針1. 情報提供と相談支援の充実

- 基本計画(1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実
- 基本計画(2) 総合相談支援のしくみづくり
- 基本計画(3) 権利擁護に関する支援

基本方針2. 生活を支援するサービスの推進

- 基本計画(1) 福祉サービス等の充実
- 基本計画(2) 家族介護者等への支援
- 基本計画(3) 住まいの確保
- 基本計画(4) 経済的な自立に向けた支援

基本方針3. 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

- 基本計画(1) 健康づくりへの支援
- 基本計画(2) 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

目標 II.

生涯を通じた発達と社会参加支援のしくみをつくる

基本方針1. 一生涯を通じた生活支援システムの確立

- 基本計画(1) 発達支援体制の確立・推進
- 基本計画(2) 自立した地域生活のための支援
- 基本計画(3) 高齢になった障がいのある人への支援

基本方針2. 早期療育と保育の充実

- 基本計画(1) 障がい児の早期発見・早期療育の充実
- 基本計画(2) 障がい児保育の充実

基本方針3. 学齢期の子どもの教育・療育の推進

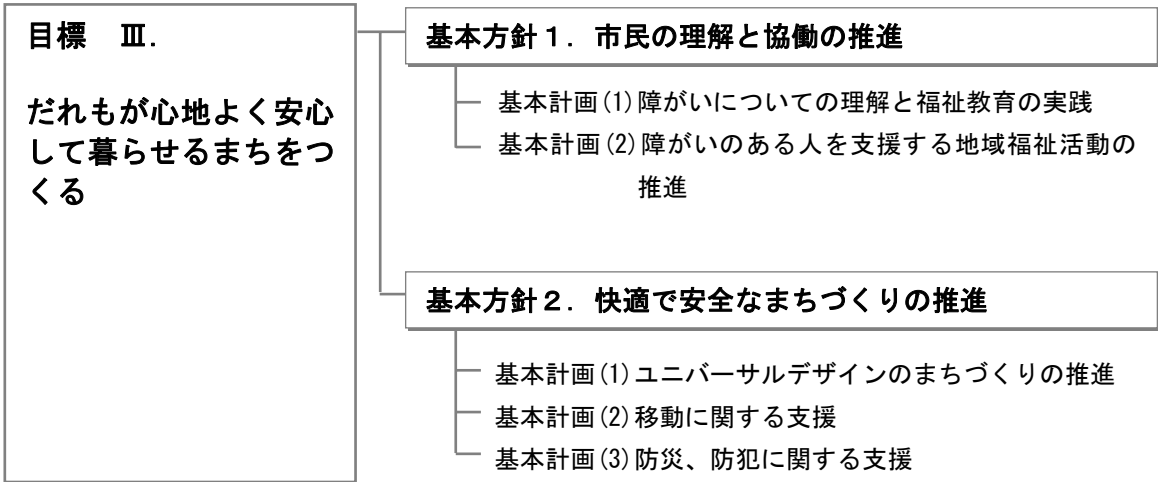
- 基本計画(1) 特別支援教育の充実
- 基本計画(2) 放課後や長期休業中の活動の場の確保

基本方針4. 就労支援の推進

- 基本計画(1) 就労支援ネットワークの構築
- 基本計画(2) 企業等における障がい者雇用の推進
- 基本計画(3) 福祉的就労の推進

基本方針5. 社会参加活動の推進

- 基本計画(1) 生涯学習等への参加の推進
- 基本計画(2) 当事者活動の充実



第4章 障がい者福祉の基本計画

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

基本方針1 情報提供と相談支援の充実

【現状と課題】

近年、障がいのある人を取り巻く状況はめまぐるしく変化し、障がい福祉に関する情報量が多くなっています。このため、障がいのある人がニーズや思いに応じた支援を受けるためには、法制度やサービスについてわかりやすく知ることができる環境が重要となります。

本市では、広報いが市や市のホームページ、障がい者福祉ガイドブック※等で、障がい者福祉に関する各種制度やサービス内容に関する情報提供を行っていますが、今後も必要な人に的確に情報が伝わるよう検討していく必要があります。

また、障がい者相談支援センター※では、専門の相談員がさまざまな障がいにおける各種の相談やサービスの利用調整を行っています。あわせて、市内6箇所のふくし相談支援センター※では、身近なところで気軽に相談できる窓口として困りごとの相談に対応し、専門機関等につなげています。年々増加する多様な相談に対応するため、さまざまな機関や地域の支援者との連携を図り、より円滑に対応できる相談支援体制づくりが必要です。

さらに、障がいのある人の権利擁護※に関して、平成23(2011)年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律※」に基づく虐待防止や早期対応のための支援体制の整備を早急に行う必要があります。

※ 障がい者福祉ガイドブック

障がい者に関するさまざまな制度をとりまとめた市が毎年作成する冊子。

※ 障がい者相談支援センター

障がいのある人やその家族、関係機関からの相談に応じ、地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きの支援や調整を行う機関。

※ ふくし相談支援センター

伊賀市が社会福祉協議会に委託し、市内6か所に設置している相談機関。身近な場所で保健、福祉、医療に関するあらゆる相談に応じる。

※ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がいのある人の権利擁護に資することを目的として平成23(2011)年6月に成立。障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。平成24(2012)年10月施行。

(アンケート調査の結果からみたニーズ)

『相談窓口の充実に必要なこと』として「自分の住んでいる身近な場所で相談ができること」と答えた人の割合が各手帳所持者で3割から4割と最も高く、身近な地域での相談しやすい環境の整備が求められています。また、「適切なアドバイスができる人材の確保」と答えた人の割合も高く、特に障がいのある子どもの保護者で52.2%と最も高く、相談員の質の向上や各機関との連携が求められていることがうかがえます。さらにピアカウンセラー※への相談も、精神障がいのある人の48.2%が希望しています。

【基本計画】

(1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実

① 総合的できめ細かな情報提供の充実

障がい者福祉に関する情報を、市が実施するサービスだけでなく、県や関係機関、民間団体等の事業や活動についても総合的に提供していきます。

また、サービス事業者、保育・教育・保健・医療等の関係機関、障がい者相談員※及び民生委員・児童委員など障がいのある人と身近に接する支援者との情報共有を図り、障がい者福祉に関する情報が必要とする人に的確に届くよう、きめ細かな情報提供を行います。そのために、障がい福祉に関わる市職員が知識の向上のための研修に積極的に参加し、スキルアップに努めます。

情報提供手段については、広報いが市、ホームページ、行政情報チャンネル及び障がい者福祉ガイドブック※等で随時情報を提供し、効果的に行います。あわせて、情報保障※の観点から点字や音声をはじめ、障がいの特性に応じたきめ細かい情報伝達手段の確保に努めます。

② 情報を活用する意識づくりの推進

障がいのある人自身や支援者等が、障がい者福祉に関する情報を収集したり活用する力を高めていくための方策を検討します。また、障がい者団体や教育機関等と協力して情報交換の場づくりや学習活動を進めていきます。

※ ピアカウンセラー・ピアサポーター

同じ悩みを共有する仲間として相談に乗り、一緒に解決策を考え相談者自身が自分の力で問題を解決できるようにサポートする人。

※ 障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う、市が委嘱し、活動している相談員。

※ 情報保障

「知る権利」を保障するため、身体的な障がいのために情報を収集することができない人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。

(2) 総合相談支援のしくみづくり

① 総合的な相談支援と相談支援システムの構築

支援が必要な人のニーズを的確に引き出し、必要なサービスにつないでいくよう、身近なところで気軽に相談することができる相談窓口としてふくし相談支援センター※の相談支援体制を充実していきます。

また、より専門的な相談機関である障がい者相談支援センター※の体制強化のため、相談員の人材確保や研修等に取り組みます。さらに、総合的な相談支援を推進するため、各分野、制度、サービスの枠を超えた相談支援窓口として、(仮称)ふくし総合相談支援センター※を設置し、それぞれの相談機関や支援機関が持っている情報を共有し、一体的な支援に取り組みます。

加えて、各相談支援機関や地域で日常的に相談に対応しているサービス事業者、医療関係機関、教育関係機関、保健福祉関係機関、障がい者相談員※、民生委員・児童委員、福祉(協力)委員※、住民自治協議会が、お互いの取り組みを理解しあい、情報を共有し、協力して問題解決を図っていくよう連携強化に努めます。

② ケアマネジメント※の充実

一人ひとりのニーズに応じた継続的な相談支援を行うため、相談支援機関やサービス事業者等でのケアマネジメント※を充実します。

また、福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人をはじめ、特に計画的な支援が必要な人については、個別ケア会議等を通じて関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

③ ピアカウンセリング※の推進

障がい者団体等と協力して養成講座を開催し、ピアカウンセラー※やピアサポーター※の育成を支援するとともに、ピアカウンセリング※の場づくりを進めます。

※ (仮称)ふくし総合相談支援センター

市本庁舎において、市全体を対象とした各分野、制度・サービスの枠を超えた福祉の総合相談支援窓口として地域福祉計画の中で設置を目指している機関。

※ 福祉(協力)委員

地域のなかで困りごとがある人を発見し、民生委員・児童委員と連携して支援するボランティア。必要な相談窓口につないだり、福祉に関する情報を住民に伝えるなどの役割を担う。

※ ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供する方法。

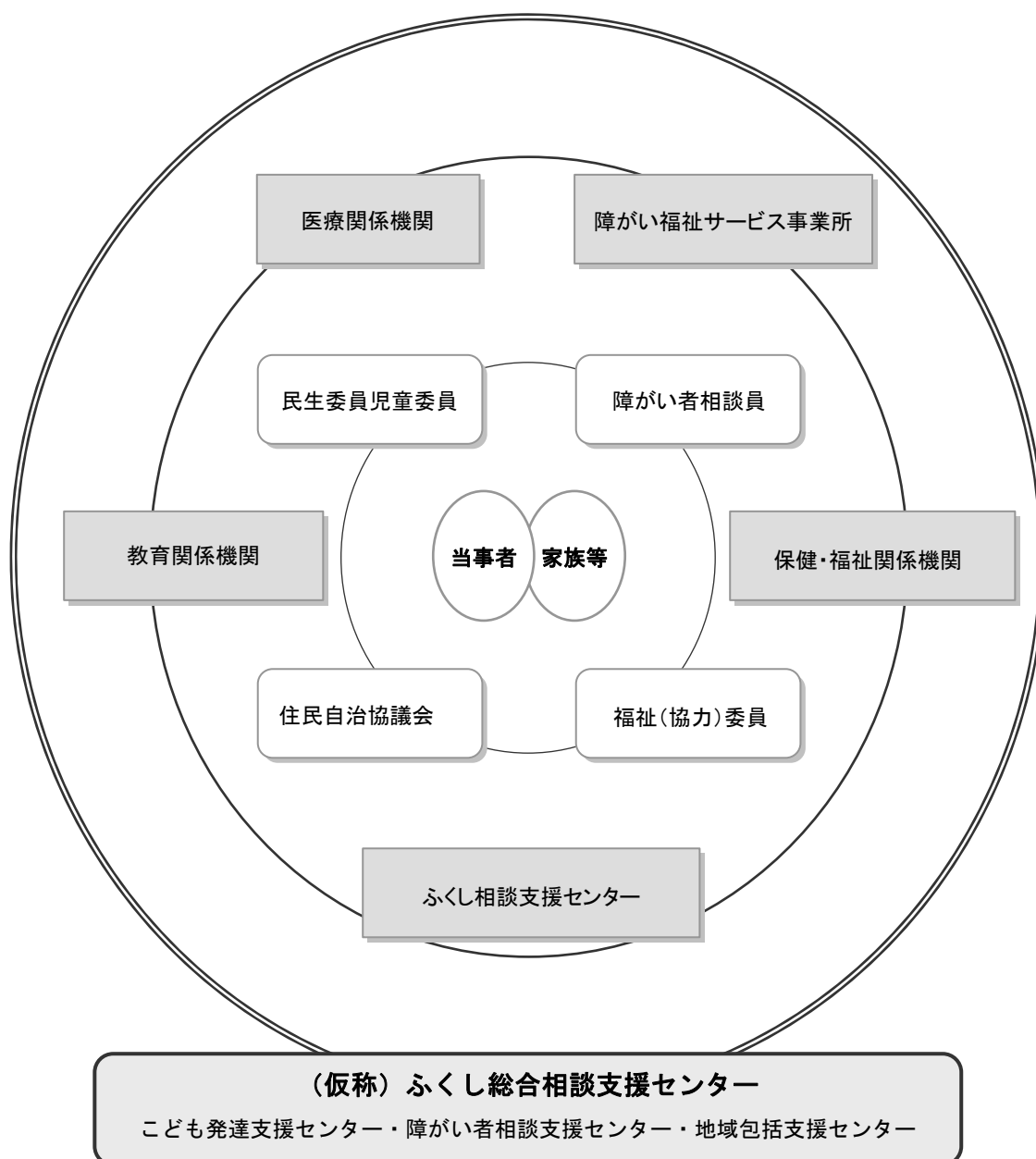
※ ピアカウンセリング

自分自身の経験や体験をもとに、障がいを持つ仲間(Peer)同士が話を聞きあい助言しあう活動。

④ 身近な地域での相談推進

ふくし相談支援センター[※]や障がい者相談員[※]、民生委員・児童委員、福祉（協力）委員[※]、住民自治協議会等の協力を得て、支援が必要な人の発見や身近なところで気軽に相談できる場づくりに取り組んでいくとともに、専門的な相談機関に的確につなげるしくみづくりを推進します。

図4 相談支援体制のイメージ図



(3) 権利擁護※に関する支援

① 権利擁護※に関する相談支援体制の充実

各相談支援機関が連携し、円滑に必要な支援が受けられるように権利擁護※に関する総合的な相談支援体制を充実し、制度利用についての啓発に努めます。

② 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）※の充実

各相談支援機関等と協力して地域福祉権利擁護事業※の利用促進を図っていくとともに、伊賀地域権利擁護センター※の充実に努めます。

③ 成年後見制度※の充実

成年後見制度※を活用した権利擁護※支援を推進するため、伊賀地域福祉後見サポートセンター※が中心となって情報提供や相談支援の充実に努めます。

また、後見活動を担う第三者後見人※を確保するため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職と連携し、第三者後見人※の養成を推進するとともに、支援についても検討します。

④ 虐待の早期発見と支援体制の整備

平成 23（2011）年 6 月に制定された、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律※」に基づき「障がい者虐待防止センター※」を設置し、養護者、障がい福祉施設従事者、使用者（事業主）等による障がいのある人への虐待を防止するとともに、あわせて虐待の早期発見に努めます。

※ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力の不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるように支援する事業。利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類預かり等のサービスを行う。

※ 伊賀地域権利擁護センター

地域福祉権利擁護事業を行う、伊賀市社会福祉協議会内に設置されている機関。

※ 成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

※ 伊賀地域福祉後見サポートセンター

成年後見制度を使いやすいものとするため、伊賀市と名張市が伊賀市社会福祉協議会に委託し設置した機関。成年後見制度に関する相談・助言、情報提供等や後見人の支援などの事業を実施。

※ 第三者後見人

弁護士、司法書士などの法律職種及び、社会福祉士などの福祉職種が親族の後見人の代わりに、あるいは親族の後見人とともに後見人に就任すること。

※ 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待の通報や相談等を行う窓口として平成 24(2012)年 10 月から市町村に設置される機関。

基本方針2 生活を支援するサービスの推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して生活できるようにするためには、必要な障害福祉サービス※等を身近なところで利用できることが大切です。

本市では、地域で自立した生活を送れるようさまざまな障害福祉サービス※の利用支援を行っていますが、サービス事業者の不足等が問題となっています。障がいのある人が必要なサービスを利用できるようサービス事業者のさらなる参入の促進とより質の高いサービスの提供が求められています。

また、地域で自立した生活を送るための拠点としての住まいの確保も、障がいのある人の地域移行※を推進するうえで課題となっています。

（アンケート調査の結果からみたニーズ）

将来の生活について、「自宅で家族と暮らしたい」と考えている人は、身体障がいのある人で66.2%、知的障がいのある人で35.4%、精神障がいのある人で43.1%となっており、自宅での生活を望んでいる人の割合が高くなっています。

【基本計画】

（1）福祉サービス等の充実

① 障害福祉サービス※等の充実

障がいの種別や程度に関わらず、多様なニーズに応じた障害福祉サービス※等を身近なところで利用できるよう、サービス事業者や専門機関、医療機関等と連携して、人材や拠点の確保に努めます。

さらに、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応し、質の高いサービスを提供していくために、サービス事業者の意識や技術を一層高める研修を推進します。

② 地域生活への移行に向けた支援

一人ひとりのニーズに対応した情報提供とサービスの提供調整に努め、福祉施設や医療機関から地域生活への移行を支援します。

③ 地域住民や民間団体等の支援活動との連携

安心して暮らすためのよりきめ細かな生活支援を行うために、公的な障害福祉サービス※と地域住民や民間団体等による地域福祉活動との連携を推進します。

※ 地域移行

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

(2) 家族介護者等への支援

① 障害福祉サービス※等の利用促進

障がいのある人を介護している家族等の負担を軽減するために、適切な相談支援を行い、サービスにつなぐ取り組みを推進します。

また、急に家族が介護できなくなった場合に対応するため、短期入所※や日中一時支援※等の事業へのサービス事業者の参入促進に努めるとともに、他の制度の施設の利用についても検討していきます。

② 介護者の交流や学習活動等への支援

介護をしている家族同士が、交流や学習等の主体的な活動を通じて悩みや経験を分かちあい、支えあいながら、介護の負担を軽減できるよう支援します。

(3) 住まいの確保

① 居住系サービスの充実

自立した生活を送っていくための拠点として、サービス事業者と連携し、グループホーム※、ケアホーム※等の施設の充実に努めます。

② 地域での自立生活に向けた住宅確保の推進

自立して生活できる住宅を確保していくために、不動産事業者や地域住民の理解を得るよう啓発を行うとともに、公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援を推進します。



(4) 経済的な自立に向けた支援

① 年金、手当等の充実

経済的に自立した生活を送るために、年金制度・各種手当の充実に向けて、国や県に要望していきます。また、年金や手当等の支給に関する情報提供や支援を行っていきます。

② 医療費等の自己負担軽減のための制度の充実

所得が低い人等の医療費の自己負担の軽減等、諸制度の改善や支援の充実を国や県に要望していきます。

③ 金銭管理に関する支援の推進

判断能力に不安がある人の日常の金銭管理や、消費者被害等の防止を支援し、経済的な自立を進めていくよう、成年後見制度^{*}や地域福祉権利擁護事業^{*}の利用を促進します。

※ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業。

※ 日中一時支援

障がいのある人の日中活動の場を確保するとともに、介護している家族の一時的な休息などを支援する事業。

※ グループホーム

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上支援を行う。

※ ケアホーム

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うとともに、相談や日常生活上の支援を行う。

基本方針3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、だれもが健康な身体とこころを育てるように、市民の主体的な健康づくりの取り組みと、年代や障がいの種別に応じたきめ細かな保健サービスの対応が求められます。

本市においては、さまざまな保健事業に取り組むとともに、スポーツ大会の開催などを通して、障がいのある人の健康に対する意識向上に努めてきました。今後も、障がいのある人が参加しやすい健康づくり活動を継続的に支援していく必要があります。また、精神障がいのある人が増加する中で、特にこころの健康づくり活動の充実が重要な課題です。

さらに、健康診査・保健指導を通じて、障がいの原因となる疾病等の早期発見と予防、リハビリテーションの充実が求められており、医療関係者への理解促進と啓発活動を行うとともに、保健・医療・福祉分野の連携体制を強化していく必要があります。

（アンケート調査の結果からみたニーズ）

「市内での受け入れ病院を増やしてほしい」、「リハビリテーションのための施設が不足している」という病院や施設の充実を希望する意見がありました。

【基本計画】

（1）健康づくりへの支援

① 主体的な健康づくりの推進

「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康管理や健康づくりに主体的に取り組んでいくよう、啓発や学習機会の提供に努めます。

② 保健サービスの利用促進

健康の維持・増進を図るとともに、疾病の早期発見や二次障がいを予防していくために、健康診査、健康相談、健康教室などの保健サービスの利用を促進するよう、障がい者団体やサービス事業者、医療機関等と協力しながら、情報提供及び情報保障※を行います。

③ こころの健康づくりへの支援

こころの健康づくりについての知識を普及し、各種相談支援の充実を図ります。

（2）保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

① 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

安心して地域の医療機関を利用するため、保健・医療・福祉分野が連携し、障がいについての理解を深め、対応可能な医療体制の確立を求めています。

基本方針1 一生涯を通じた生活支援システムの確立

【現状と課題】

障がいのある人一人ひとりが、社会の中で主体性を発揮して生活を送っていくためには、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅等の分野が一体となって、一生涯を通じて支援することが重要です。

しかし、現状では児童から成人へ、また、成人から高齢者へと、年代が変わるごとに関係する法律や制度が変わるため、受けられるサービスや支援機関などの変更を余儀なくされ、一生涯を通じた一貫した支援を受けることが難しい状況です。

本市においては、こども発達支援センター※、障がい者相談支援センター※、地域包括支援センター※の3つのセンターがそれぞれ保健、医療、福祉、教育、労働、住宅等の関係機関と連携し、年代に応じた支援を行っていますが、今後は、これら3つのセンターが一体となり、一生涯を通じて支援していく体制をつくっていく必要があります。

(アンケート調査の結果からみたニーズ)

障がいのある子どもの保護者に『相談窓口で必要なこと』を尋ねると、54.9%の人が「福祉、教育、就労等の一貫した相談支援体制を充実すること」と答えています。

【基本計画】

(1) 発達支援体制の確立・推進

① 発達支援システムの構築

乳幼児期、学齢期から青年期までの障がいのある子どもを、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が横断的に連携し、情報を共有しながら途切れのない支援をしていくために、こども発達支援センター※のより一層の充実を図ります。

※ こども発達支援センター

原則18歳までのこどもの発達や子育てに関して悩みを抱えている保護者や関係機関からの相談を受け、こどもの発達について、乳幼児期から学童期、就労期まで継続した支援につながるよう、保健師、保育士、教員、ケースワーカーと連携しさまざまな支援を行う機関。

※ 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。高齢者の生活に関わることの総合的な相談や、福祉サービス(介護予防サービス等)の利用手続きの支援や調整を行う。

② 発達障がい児等に対する支援

保育所（園）、学校及び各関係機関が作成する支援計画に加え、保護者が作成する「（仮称）伊賀市サポートファイル」※の活用も視野に入れて、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、高機能自閉症※、注意欠陥多動性障がい※、学習障がい※などの発達障がい※がある子どもやそれらの不安を抱えた家族や関係者への支援を行います。

（2）自立した地域生活のための支援

① 自立した地域生活のための支援

ライフステージ※に応じて自立した生活に必要な力を身につけるための学習・体験等の機会を提供するとともに、それらの成果を活かして社会参加していくための支援に努めます。

また、生涯を通じた生活支援、就労支援を系統的かつ継続的に行い、障がい者相談支援センター※が中心となり、関係機関と情報を共有し、障がいの種別や程度にかかわらず、地域で自立して生活していけるよう連携していきます。

（3）高齢になった障がいのある人への支援

① 高齢になった障がいのある人への支援

高齢化が進んでいる本市においては、高齢になった障がいのある人が増加しています。

高齢になった障がいのある人の地域での生活の支援について、他の制度の利用も含め、関係機関と検討していきます。

※ （仮称）伊賀市サポートファイル

子どもの発達や特性等を保護者が記録するファイル。関係機関へ提示し情報提供を行うことでさまざまな機関が共通の理解のもと支援を行う。地域自立支援協議会療育部会で作成。平成 22（2010）年 10 月～23（2011）年 5 月までモニタリングを行い、平成 24（2012）年度より運用開始。

※ 高機能自閉症（HA）

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

※ 注意欠陥多動性障がい（ADHD）

注意障がい、多動性、衝動性を特徴とする行動の障がい。

※ 学習障がい（LD）

知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち特定の能力に著しい困難がある発達障がい。

基本方針2 早期療育と保育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につなぐことは重要なことであり、乳幼児期から安心して療育や保育が受けられる基盤づくりが求められています。

本市では乳幼児健診等を実施し、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもの早期発見に取り組んでいます。また、市内の療育施設や保育所(園)で、障がい児保育を実施するとともに、子育て支援センター※等で育児等に関する相談を行っています。

今後は、こども発達支援センター※を中心に関係機関と連携を密にし、保育士等が障がいについての理解を深めるための研修を行うなど、適切な保育ができる環境づくりに努めるとともに、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもに対する個別指導の充実が求められています。また、子どもの障がいを受け入れられない保護者に対する支援についても検討が必要です。

(アンケート調査の結果からみたニーズ)

障がいのある子どもの保護者に『困った時の相談相手』を尋ねると「相談機関の相談員」は10.6%にとどまり、「家族・親族」(66.4%)が最も多く、ついで「保育所・幼稚園や学校の先生」(38.9%)となっています。

【基本計画】

(1) 障がい児の早期発見・早期療育の充実

① 早期発見体制の充実

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につないでいくために、乳幼児健診等の母子保健事業の充実を図り、身近に接する医療機関等との連携を強化し、障がいや発達について気軽に相談できる体制を充実していきます。

また、保育所(園)で保育士が障がい等に気づき、保護者の相談に対応しながら必要な支援につなぐため、こども発達支援センター※との連携を密にし、障がい児保育研修の充実を図るなど職員の質の向上を目指します。

※ 子育て支援センター

育児相談や遊び場の提供など、乳幼児及びその保護者が利用できる施設。

② 早期療育体制の充実

保育所(園)、幼稚園とこども発達支援センター※等の専門機関が一層連携できる体制づくりを推進し、支援が必要な子どもの早期療育体制を充実します。

また、個別の専門的な療育を受けられるよう「療育センター※」の設置に向けた検討をしていきます。

③ 発達に関する保護者等の理解の推進

障がいや発達に支援が必要な子どもの保護者等が、障がいや発達についての理解を深め、早期発見や早期療育の必要性を理解し、共に取り組んでいけるよう啓発に努めます。

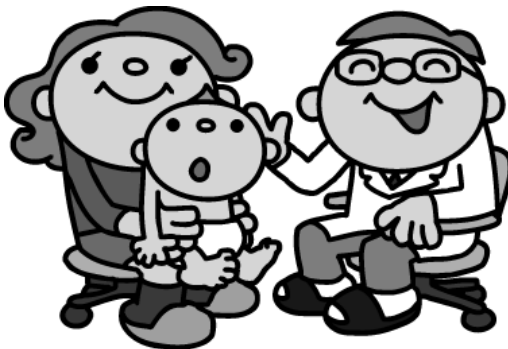
(2) 障がい児保育の充実

① 障がい児保育体制の推進

障がいのある子ども一人ひとりの障がいやニーズに応じた発達支援を推進するため、障がい児保育を継続して実施していきます。そのなかで、保育士等の人材の確保や障がい児保育の理解と知識を深める研修を行うなど、保育環境の充実を図っていきます。

② 専門機関等との連携強化

保育所(園)等とこども発達支援センター※を中心とした専門機関との連携を強化し、巡回相談などを効果的に活用していきます。



※ 療育センター

障がいやその心配のある子どもを対象に、早期発見・早期療育、各種療育相談、巡回相談等を行い、子どもとその家族を支援するための専門機関。医療・保健・福祉・保育・教育等の各関係機関と連携し、地域の療育拠点としての機能をもつ。

基本方針3 学齢期の子どもの教育・療育の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもが、社会の一員として主体性を発揮し、目標をもっていきいきと生活できるよう、その子どもに応じた教育や療育の推進が重要です。

本市においては、特別支援学校※や専門機関との連携を図りながら就学指導を行い、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実に努めています。

今後も、障がいのある子どもの多様なニーズに対応するため、教職員の資質向上を図るとともに、進学や就職などへ円滑につながるように、途切れのない支援が必要です。

また、障がいのある児童及び生徒の放課後や学校の長期休業中の活動の場が不足しています。今後も、引き続きサービス事業所の日中一時支援※事業等への参入促進を図るとともに、放課後児童クラブ※での受入れを推進していくことが必要です。

(アンケート調査の結果からみたニーズ)

現在の放課後や学校の長期休業中の過ごし方について、「家で過ごしている」が81.8%と最も高くなっているが、『どのように過ごしたいか』と尋ねると「日中一時支援事業所に通いたい」が19.1%となっています。

【基本計画】

(1) 特別支援教育※の充実

① 就学指導の充実

一人ひとりのニーズに応じた教育を実現するため、乳幼児期の支援をふまえた就学時の相談や支援の充実に図り、関係機関が情報を共有しながら連携し、系統的な支援を行います。

※ 特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。これまでの「盲学校・ろう学校・養護学校」が特別支援学校に一本化。

※ 放課後児童クラブ

学校終了後や長期休業期間に、仕事などで保護者が家にいない原則小学校低学年の児童に指導員が遊びや生活の場を提供する事業。

※ 特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

② 地域の学校での特別支援教育※の充実

教職員の専門性を高めていくための研修を充実していくとともに、必要に応じて介助員※等の配置や教育環境整備に努め、各校のコーディネーターが中心となって、一人ひとりのニーズに応じた個別の教育支援計画に基づく特別支援教育※を推進します。

また、障がいのある子どもが適切な教育を受けられるよう、ニーズに応じた特別支援学級※の設置を県に要望していきます。

③ 特別支援学校※や専門機関等との連携強化

それぞれの地域の学校での特別支援教育※を専門的な見地から支援していくよう、特別支援教育連携協議会や教育相談事例検討会等を通じて特別支援学校※との連携を強化していきます。

また、学齢期の児童・生徒のニーズに応じた機能訓練等を行っていくよう、医療機関や専門機関と連携していきます。

(2) 放課後や長期休業中の活動の場の確保

① 放課後児童クラブ※における受入れの推進

障がいのある子どもの放課後や学校の長期休業中の活動の場として、子どもたちが、障がいのあるなしにかかわらず、一緒に遊んだり、活動できるよう、放課後児童クラブ※での受け入れを継続していきます。

② 日中一時支援事業※等障害福祉サービス※の充実

日中一時支援事業※をはじめとする障害福祉サービス※を充実し、障がいのある子どもの居場所づくりに努めます。

※ 介助員

特別支援学級等において、支援を行う学級担任等を補助する人。

※ 特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題をふまえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

基本方針4 就労支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人の就労を支援することは、障がいのある人の社会的自立、経済的自立とともに、社会参加を促進し、自己実現を図る上でも重要です。

本市では、関係機関との連携を図り、就労支援のネットワークづくりや、総合的な相談支援とコーディネートができる体制づくりを推進してきました。

また、企業等に対しても啓発を行い、障がい者雇用の推進を図ってきましたが、障がい者雇用について一定の理解を示している企業は多いものの、実際の雇用に結びついたケースは少ないため、ジョブコーチ※やジョブサポーター※を育成し、企業に対して周知していくことが必要です。

働く意欲をもつ人に、適性と能力に応じた多様な就労の機会や場を提供していくよう、企業はもとより広く市民が障がいのある人の就労や雇用についての理解と認識を深めていくことが重要です。

(アンケート調査の結果からみたニーズ)

『障がいのある人が働くために必要な環境・条件』としては、各手帳所持者とも「事業主や職場の人が障がい者雇用について十分理解していること」が約3割と最も高くなっており、企業への障がいに対する理解が求められています。

【基本計画】

(1) 就労支援ネットワークの構築

① 就労支援ネットワークの強化

市、ハローワーク、各相談機関、サービス事業者、商工会議所、商工会等の福祉と労働の関係機関によるネットワークを強化し、障がいのある人の就労を効果的に支援していきます。

※ ジョブコーチ

就労を希望する障がいのある人と一緒に職場へ行き、共に作業等をしながら働きやすいように援助を行うとともに、事業主や従業員への助言や職務、職場環境の改善の提案を行うなど、職場定着を支援する国の制度の専門職。

※ ジョブサポーター

ジョブサポーター養成講座を終了し、ボランティアとして障がいのある人などが職場に適應できるよう、職場での直接支援や助言などを継続して行う人。

② 総合的な相談支援とコーディネートの充実

ハローワークや各相談機関との連携を強化し、障がいのある人の就労に関する相談支援とコーディネートを充実していきます。

また、就労した人を継続的に支援するため、ジョブコーチ[※]等を活用してよりきめ細かく支援できるしくみづくりを検討していきます。

③ ジョブコーチ[※]やジョブサポーター[※]の育成

就労を希望する障がいのある人の継続的な就労を支援するため、障がいの特性などに応じた働きやすい環境を整備していくよう、相談やアドバイスなどを行うジョブコーチ[※]やジョブサポーター[※]の育成に努めます。

(2) 企業等における障がい者雇用の推進

① 企業等への啓発

事業主に障がいの特性や施策及び制度について十分理解してもらうため、広報いが市や関係団体の機関紙等を活用し、情報発信を行っていきます。

また、障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人の雇用促進に努め、ハローワーク等と連携して企業等における法定雇用率の達成を促していきます。

② 障がい者雇用を行う企業等に対する支援

障がい者雇用を促進するよう、障がい者雇用を検討している企業等からの相談に対応していくとともに、助成制度を活用するための助言や手続きの支援等をハローワークと連携して行っていきます。

また、障がいのある人を雇用している企業等に対して、障がいの特性などに応じた働きやすい環境を整備していくよう、相談やアドバイスなどを行うしくみづくりを検討します。

さらに、障がい者雇用についての意欲を高めるために、障がい者雇用を積極的に行っている企業等の取り組みを紹介していきます。

③ 行政機関での障がい者雇用の推進

市での障がい者雇用の拡充を図るため、継続して正規職員を採用し、臨時職員についても採用枠を拡大するとともに、個々の障がいの特性に応じた適正な雇用管理を行います。

また、市役所における障がい者職場実習事業[※]は、本人の能力や状態に配慮しながら実施し、職員の障がいのある人に対する理解の促進を図るとともに、その成果などの情報を企業等に提供して障がい者雇用の推進を図ります。

④ 就労に向けた訓練・実習等の充実

企業等で就労するための意欲や、企業が求める知識・技能などを身につけるために、自立訓練事業[※]や就労移行支援事業[※]を推進します。

また、就労支援を行う機関等と連携して障害者トライアル雇用制度[※]・職場適応訓練事業[※]などの委託訓練事業等を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練や実習を推進します。

⑤ 職場定着のための支援

就労した人が職場に定着できるよう、企業等と相談支援機関が連携し、生活面のサポートも含めた継続的な支援を行っていきます。

(3) 福祉的就労の推進

① 日中活動系サービス等の充実

企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業[※]等の充実に努めます。

② 就労事業への支援

企業等と連携して就労継続支援事業[※]等での生産業務の拡大と工賃の確保を図るよう支援します。

また、企業からの安定した受注の確保を図るため、複数の事業所が共同で作業を受注するしくみを検討していきます。

※ 障がい者職場実習事業

市役所庁舎内で障がいのある人の職場実習を受け入れ、障がい者雇用の可能性について検討するとともに、市職員の障がいのある人に対する理解の促進を図ることを目的として市が実施している事業。

※ 自立訓練事業

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のための訓練を行う事業。

※ 就労移行支援事業

65歳未満の障がいがある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行う事業。

※ 障害者トライアル雇用制度

障がい者に関する知識や雇用経験がないため雇用をためらっている事業所が、障がい者を試行雇用の形で受け入れ、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

※ 職場適応訓練事業

県が障がいのある人の採用を希望する事業主に委託し、能力に適した作業の訓練を行うことで、事業主や障がいのある人の不安を解消し、訓練終了後は引き続き雇用することを目指す事業。

※ 就労継続支援事業

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

基本方針5 社会参加活動の推進

【現状と課題】

本市では、障がいのある人の社会参加を支援するため、移動支援やコミュニケーション支援、障がい者団体への社会参加費用の助成を行っています。また、障がいのある人自身による交流会等の開催によって、当事者同士の交流も図られています。今後も障がいのある人の社会参加を促進するために、それぞれの興味や関心に応じて、さまざまな生涯学習活動等に積極的に参加できる環境づくりが必要です。

(アンケート調査の結果からみたニーズ)

市内で行う講演会・シンポジウムなどのイベントにおける要約筆記※などの情報保障※を求める意見や、障がいのある人に配慮のない施設の利用が困難という意見があります。

【基本計画】

(1) 生涯学習等への参加の推進

① 参加しやすい生涯学習等の推進

生活の向上を図り、ゆとりやうるおいのある生活を送るために、文化・芸術活動やスポーツ活動を通じて、仲間づくりや達成感を感じることができるよう、誰もが参加しやすい講座、教室等の開催に努めます。

※ 要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。

(2) 当事者活動の充実

① 障がいのある人自身による主体的な活動への支援

地域福祉活動等に主体的に取り組んでいくよう、活動の場づくりや情報提供などを推進します。

また、障がい者団体による活動を一層活性化するために、メンバーの拡大や交流を深め、お互いの経験を活かした学習等の取り組みを充実していくとともに、市民、関係団体等との連携を支援していきます。

さらに、障がい者スポーツ指導員※の普及啓発に努め、資格取得を支援し、障がいのある人のスポーツ活動への参加促進を図ります。

② 交流・学習の場の充実

社会参加活動に主体的に参加する意欲を高めていくために、障がい者団体等と協力して地域における交流や学習を行う機会の充実を図ります。

またイベント等を実施する際には、磁気誘導ループ※の設置、要約筆記※や手話通訳などによる情報保障※を行うことで、コミュニケーションの充実を図ります。



※ 障がい者スポーツ指導員

障がい内容に基づいた活動上の健康や安全管理を重視したうえで積極的にスポーツを楽しみ、より充実した生活を送れるよう適切な指導をする専門家。

※ 磁気誘導ループ

補聴器を装着している人がマイク音声をはっきり聞き取るための装置。

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

基本方針1 市民の理解と協働の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も安心して心豊かに暮らせる地域社会は、インクルージョン※の理念が行き届いた住みやすい社会であるといえます。そうした社会づくりを推進するためには、すべての人が障がいについて理解し、認識を持つことが必要であり、障がいのある人の問題を基本的人権の問題としてとらえ、障がいのある人のみが抱える問題ではなく、市民一人ひとりが身近な問題として考えていくことが重要です。

また、近年、市民のボランティアへの関心が高まり、個人や団体、地域、企業が積極的に福祉、環境、教育等さまざまな分野の活動に参加しています。今後も福祉教育※の充実を図ることによりボランティア活動への参加をさらに促進し、ボランティア養成講座修了者をボランティア活動の実践の場につなげていくことが必要です。

さらに、各地域の住民自治協議会と行政が協働し、地域の支援体制を構築していくことが求められています。

（アンケート調査の結果からみたニーズ）

『障がいによる差別・いやな思い』として、「時々ある」の回答が、身体障がいのある人で21.8%、知的障がいのある人で35.0%、精神障がいのある人で36.2%と答えており、また、『障がいに対する市民の理解』について「あまり深まったとは思わない」が最も多くなっていることから、障がいに対する一層の理解が求められています。

【基本計画】

（1）障がいについての理解と福祉教育※の実践

① 障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発

障がいのある人の人権に関する理解と認識を深めるため、広報いが市やホームページ、各種パンフレット等を通じた啓発を推進するとともに、講演会の開催や障害者週間※などのイベントを通じて積極的に呼びかけていきます。

※ インクルージョン

障がいのあるなしで区分することなく違いを認め、全てを包み込む学校・社会が望ましいという考え方。

② 障がいのある人への差別の禁止に関する制度整備の検討

障がいのある人に対する偏見や差別を解消するため、国に対して障がい者差別禁止法の早期実現を要望していくとともに、本市においても障がいのある人に対する差別を禁止する条例の制定にむけた取り組みを検討します。

また、障がいのある人が人権侵害を受けた際に、相談支援できるしくみづくりを検討していきます。

③ 学校での交流や体験学習の推進

保育所(園)・幼稚園・小中学校が特別支援学校*と連携し、体験や交流を活かした学習を通して、障がいについて理解し、共に生きる意識や接し方を身につけるための取り組みを推進します。

また、これらの取り組みを、障がいのある人や関係機関・団体、地域等の協力を得ながら推進します。

④ 地域での福祉教育*や交流・体験学習等の推進

地域住民の障がいについての理解を深めるために、障がい者団体や住民自治協議会等と協働して、交流や体験学習等の取り組みを推進します。

(2) 障がいのある人を支援する地域福祉活動の推進

① ボランティア等の養成と活動への支援

障がいのある人の生活を支援する活動を推進するために、障がいについての理解・学習と連動させながら、ボランティア活動等の情報提供を行い、広く市民に参加を呼びかけていきます。

また、ボランティア養成講座等を行い、修了者を実践の場につなげていくしくみを検討します。さらに、ボランティア活動・NPO活動を行っている市民や団体等への支援を行います。

② 身近な地域での助け合い活動の推進

民生委員・児童委員や福祉(協力)委員*などによる日常的な支援とともに、住民同士の見守りや助け合いのしくみを住民自治協議会と協働して推進していきます。

※ 福祉教育

すべての人を個人として尊重し思いやりの心を持って助け合う態度を育て、共に生きる人間の育成を目指す教育。

※ 障害者週間

広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。期間は12月3日から12月9日までの1週間。

基本方針2 快適で安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

障がいのある人が安心して外出するためには、公共施設の整備や福祉有償運送※等の充実、ガイドヘルパー※の養成等、移動のための支援の充実が必要です。

また、誰もが心地よく安全に暮らせるよう、広く市民にユニバーサルデザイン※の理念を啓発・普及させるとともに、行政においてもユニバーサルデザイン※の理念に基づいた事業を推進していくことが必要です。

さらに、災害や犯罪に対して弱者となりやすい障がいのある人が安心して暮らせるよう地域での日常的なつながりを大切にして支援していくしくみをつくる必要があります。

また、災害時には、一般の避難所で過ごすことが難しい人のための福祉避難所※の設置が必要となります。本市では、平成23年度に、市が所有する福祉施設7ヶ所と、市内の社会福祉法人が所有する福祉施設11ヶ所のあわせて18施設を福祉避難所※として指定を行いました。

(アンケート調査の結果からみたニーズ)

『ユニバーサルデザイン※を進めるために優先して整備すべき環境・制度』としては、身体障がいのある人で「道路、建物、乗り物等の出入り口の段差解消」(41.0%)、知的障がいのある人、精神障がいのある人では、「障がいのある人が利用しやすいバスなどの交通手段の充実」が最も多くなっています。

また、『災害時の不安』として、身体障がいのある人で「安全なところまで避難することができない」、知的障がいのある人で「避難場所で周りの人とのコミュニケーションがとれない」、精神障がいのある人で「必要な治療や薬が確保できない」が最も多くなっています。

※ 福祉有償運送

道路運送法第79条に基づき、NPOなどの非営利法人が実施する事業で、自家用自動車を使用して、歩行が困難な移動制約者を自宅から目的地まで移送するサービス。

※ ガイドヘルパー

視覚障がいや全身性障がい(両上下肢に重度の障がい)、知的障がいがあるために移動が困難な人に、外出時の介助や付き添いをする人。

※ 福祉避難所

災害時に、障がいのある人等を一時受け入れるための施設。福祉施設等を自治体が指定。

【基本計画】

(1) ユニバーサルデザイン※のまちづくりの推進

① ユニバーサルデザイン※の普及・啓発の推進

あらゆる機会を啓発の場ととらえ、年齢、性別及び国籍の違い、障がいのあるなしに関係なく誰もが心地よく利用しやすいユニバーサルデザイン※の考え方を普及・啓発する活動に努めます。

また、さまざまな分野でユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進していくため、市民や企業等の理解を深めていきます。

② 情報のユニバーサルデザイン※化の推進

障がいのある人に必要な情報が伝わるよう各種情報のユニバーサルデザイン※化を推進し、誰もがわかりやすい情報提供を行うよう取り組んでいきます。

また、公共機関や医療機関等で円滑にコミュニケーションが図れるよう音声・点字案内の設置、手話通訳者等の配置や派遣を推進します。

③ ユニバーサルデザイン※の理念に基づいた事業の推進

本市においては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例※」に基づき、誰もが使いやすい施設に整備します。窓口では簡易筆談器※等を使い、コミュニケーションがとれるよう努めます。

また、公共施設の案内表示や行政文書の文字の大きさ・配色を考慮し、ソフト面でもユニバーサルデザイン※の理念に基づいた事業を推進します。そのために、ユニバーサルデザイン庁内推進委員会※において、職員のユニバーサルデザイン※に対する理解を深めるとともに、市の行う事業がユニバーサルデザイン※の理念に基づいているかを確認するしくみをつくります。

さらに、市主催の講演会や各種イベントの際には誰もが参加できるよう、手話通訳や要約筆記※をつけるなどの情報保障※やコミュニケーション手段及び送迎バスなど移動手段の確保に努めます。

※ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公共的施設の整備における整備基準の遵守やその整備計画について事前に知事（一部地域は市長）と協議しなければならないことが定められた条例。

※ 簡易筆談器

磁気で文字が書ける筆談するための用具。

※ ユニバーサルデザイン庁内推進委員会

ユニバーサルデザインの理念の普及及び啓発や、ユニバーサルデザインに係る資料収集、調査及び研究等を行う委員会。

(2) 移動に関する支援

① 持続可能な交通体系の構築

安全・快適で円滑に利用することができる交通施設の整備等を推進し、持続可能な交通体系の構築を目指します。

② 福祉有償運送[※]の充実

福祉有償運送事業者がサービスを安定的に提供出来るよう支援を充実し、公共交通機関を利用して移動することが難しい障がいのある人の移動手段の確保に努めます。

③ 移動支援のためのサービスの充実

外出時における移動中の支援を行い、障がいのある人の社会参加を促進するため、ガイドヘルパー[※]の養成を推進します。



(3) 防災、防犯に関する支援

① 防災、防犯に関する意識づくりの推進

地域で安心して暮らしていくために、障がいのある人や家族、支援者が防災や防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくよう、障がい者団体等と協力して情報提供や学習を充実していきます。あわせて、災害時に備えた日常的な取り組みとして、住宅や家庭内の点検、地域とのつながり、避難方法の確認などを推進していきます。

② 支援が必要な人の把握と支援体制づくりの推進

「災害時要援護者避難支援プラン※」に基づき、災害時に支援が必要な障がいのある人を把握し、身近な地域で支えていくよう、関係機関や住民自治協議会、民生委員・児童委員、地域支援者等による支援体制づくりを推進していきます。

また、普段からの交流や訓練等を通じて、支援が必要な人にいざというときに的確な対応ができるよう推進していきます。

③ 障がいに配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進

災害時の避難所で障がいのある人が安心して利用できるよう、間仕切り等によるスペースの確保に努めるとともに、介護やコミュニケーションを支援する体制づくりを、サービス事業者やボランティア等と推進していきます。

また、一般の避難所で過ごすことが難しい人のための福祉避難所※について周知していきます。

さらに、地域住民が障がいの特性を理解し必要な支援ができるよう、障がいについての理解や普段からの交流などを進めていくとともに、避難所での対応等に関するマニュアルづくりを推進します。

※ 災害時要援護者避難支援プラン

地域において、災害時の避難に当たって、障がいのある人など支援が必要な人を特定し、その一人ひとりを誰が支援するのか、最寄りの避難所はどこかなど、避難誘導時の留意事項について定める「個別避難支援計画」を策定することを主眼とした取り組み。

第5章 計画の推進のための取り組み

1 地域自立支援協議会※の運営

地域自立支援協議会※は、障害者自立支援法※第77条第1項第1号に基づく相談支援事業を実施していくうえで、中立・公平性を確保し、事業を適切に運営するとともに、障がい者支援に関する機関・団体等のネットワークを構築し、困難ケースへの対応などを図る組織として位置づけられています。

本市では、こうした機能に加え、本計画の進捗状況の確認及び評価を行うとともに、障がい者福祉を推進していくうえでのさまざまな協議を行っていく中核的な組織として障がい者地域自立支援協議会※を設置し、障がいのある人や保健、医療、福祉、教育、労働等の幅広い機関の代表の参加を得ながら、運営しています。

障がい者地域自立支援協議会※は、全体会に加えて、療育、相談、就労、精神保健など、障がい者福祉の課題に応じた部会を設置し、本計画に位置づけている、相談支援システム、発達支援システム、就労支援ネットワーク等を一体的に推進していきます。

2 庁内推進委員会の運営

障がい者地域自立支援協議会※において協議された事項をはじめ、障がい者福祉に関して本市が実施していく施策や事業を推進していく庁内組織として障がい者福祉計画庁内推進委員会を設置しています。

本委員会は障がい者地域自立支援協議会※の定例会議及び各部会と連携を図るよう、必要に応じて庁内関係各課の担当者等により構成するプロジェクトチームを設置し、施策や事業を推進していきます。

3 事業を実施する体制の確保

一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていくために、各々の事業を的確に実施していくための人材を確保するとともに、専門性を高めていくよう、サービス事業者等と協力して取り組んでいきます。

特に、障害福祉サービス※の提供に従事する人材の確保が困難になっていることから、福祉従事者の処遇改善を国に求めていくとともに、法律や制度の変化などを早急に把握・情報共有し、円滑な事業運営に取り組んでいきます。

また、的確な支援を行ううえでの要となる相談支援の充実を図っていくために、相談支援機関の体制と専門性を一層強化していくとともに、障がい者地域自立支援協議会※等での議論を進め、個々の機関の専門性を活かした対応の充実を図っていきます。

4 市民や多様な団体等への普及啓発と協働

本市がめざす、「高参加・高福祉[※]」の地域福祉を進めていくため、多くの市民が障がい者福祉に関心をもち、一人ひとりができることに参加して、お互いに協力していくことが不可欠です。

そのために、各種イベント等の事業を通じて、障がいに対する理解を深めるための普及啓発を図ります。

また、地域福祉計画推進委員会との連携も図りながら、市民や地域で活動しているさまざまな団体等が障がい者福祉に関わっていくよう、各事業等における協働や、活動に対する支援を行っていきます。

さらに、災害時の支援やいざというときのSOSを発見できるしくみとなる災害時要援護者避難支援プラン[※]について、地域と協働して取り組んでいきます。そのために必要な情報については、「伊賀市個人情報保護条例[※]」に基づき、その情報について守秘義務を遵守し、情報を提供・共有します。

5 障がい者福祉の拠点づくり

障がいのある人一人ひとりが、必要な支援を受けながら、一生涯を安心して暮らしていくためには、体系的な生活支援のシステムづくりが必要です。そのため、障がい者相談支援センター[※]・こども発達支援センター[※]・地域包括支援センター[※]の機能を統合し、障がいに関するさまざまな相談に対応できる障がい者福祉の拠点となる（仮称）ふくし総合相談支援センター[※]設置を推進します。

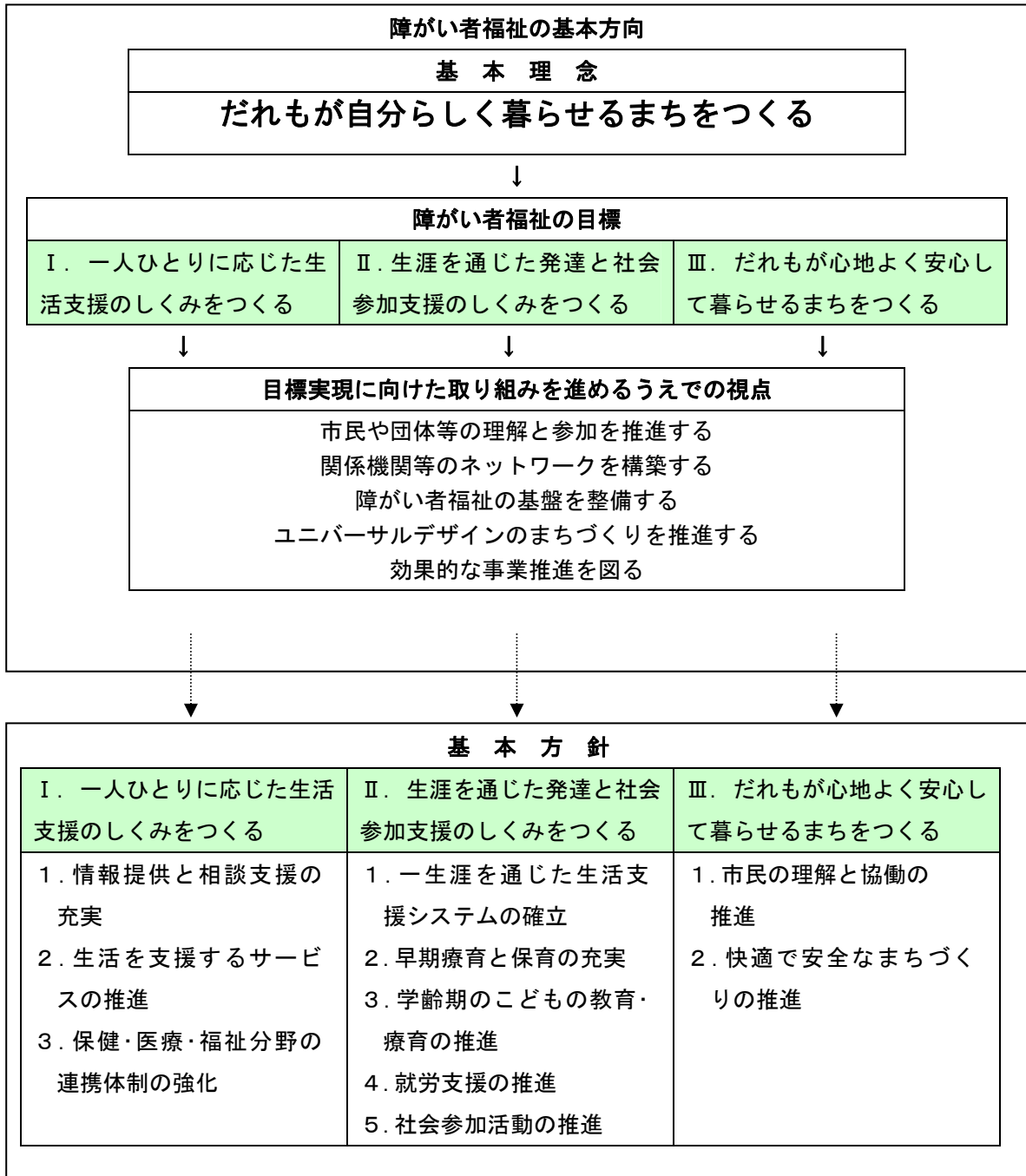
6 国・県・関係機関等との連携

市が障害者自立支援法[※]に基づき行う障害福祉サービス[※]等のさまざまな事業を推進していくために、広域的な対応や専門性が高い事業などについては国・県・関係機関等と連携を密にし、事業を実施していきます。

※ 伊賀市個人情報保護条例

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、基本的人権を擁護するとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする条例。

伊賀市障がい者福祉計画の体系



計画推進のための取り組み

1. 地域自立支援協議会の運営
2. 庁内推進委員会の運営
3. 事業を実施する体制の確保
4. 市民や多様な団体等への普及啓発と協働
5. 障がい者福祉の拠点づくり
6. 国・県・関係機関等との連携

参考資料

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がいのある人もない人も共に地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、伊賀市障がい者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、附属機関の設置等に関する条例(平成19年伊賀市条例第31号)第2条に基づき、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会の設置期間は、平成24年3月31日までの期間とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、並びに計画案を策定し、市長に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体を代表する者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 就労関係機関に従事する者
- (7) 人権関係者
- (8) 公募の委員

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に定める設置の期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部障がい福祉課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この告示は、第2条の規定により、委員会の設置期間が満了した日限り、その効力を失う。

伊賀市障がい者福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	関西地域支援研究機構 代表	◎ きたの せいいち 北野 誠一
	大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科准教授	よしげ たかし 吉池 毅志
障がい当事者 ・障がい者団体	伊賀市障害者福祉連盟（身体）	○ さかもと もとゆき 坂本 元之
	伊賀市障害者福祉連盟（身体）	まえがわ よしあき 前川 欸昭
	伊賀市障害者福祉連盟（知的）	ふじしま つねひさ 藤島 恒久
	伊賀市障害者福祉連盟（知的）	の た かすたか 野田 一尊
	伊賀市障害者福祉連盟（精神）	わかばやし もとのぶ 若林 元信
	伊賀市障害者福祉連盟（精神）	もりふじ かよこ 森藤 歌代子
福祉関係者	伊賀市民生委員児童委員連合会 代表	みやもと かつみ 宮本 勝巳
	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 代表	なかばやし ゆたか 中林 豊
	社会福祉法人 伊賀市社会事業協会 代表	もりた のぶよ 森田 展代
	社会福祉法人 維雅幸育会 代表	おくにし としえ 奥西 利江
	社会福祉法人 洗心福社会 代表	おくら よしもり 小倉 由守
	社会福祉法人 伊賀昂会 代表	もり てつお 森 徹雄
	社会福祉法人 名張育成会 代表	いちかわ ちえこ 市川 知恵子
保健医療関係者	伊賀医師会 代表	みすたに けいいち 水谷 敬一
	伊賀保健福祉事務所 代表	いながき ひろひさ 稲垣 裕久
	上野病院 代表	ふじおか としあき 藤岡 敏明
学校教育関係者	三重県立特別支援学校つばさ学園 代表	ふくい ながとし 福井 長年
	三重県特別支援学級設置校長会伊賀支部 代表	もりしま ひさのぶ 森嶋 久伸
就労関係者	ハローワーク伊賀 代表	ひがし あきひろ 東 昭宏
	上野商工会議所 代表	やまさき ひろこ 山崎 祐子
人権関係者	部落解放同盟伊賀市協議会 代表	もりうち さぶろう 森内 佐武郎
市民代表	公募委員	はら こうじ 原 耕治
	公募委員	たなか あつこ 田中 敦子

◎委員長 ○副委員長

伊賀市障がい者福祉計画庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）の策定に際し庁内等の連携を図るため、伊賀市障がい者福祉計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し必要な調査検討を行い、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会に報告すること。
- (2) その他計画に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康福祉部長、副委員長は障がい福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括し、副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 委員会が所掌する事務について調査研究及び支援をするため、プロジェクトチームを設置する。

- 2 プロジェクトチームの構成員は、別表第2に掲げる者とする。
- 3 プロジェクトチームにリーダーを置き、委員長がこれを指名する。
- 4 プロジェクトチームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、議長となる。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 リーダーは、会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(協力要請)

第6条 委員長は、委員会の職務遂行上必要があるときは、関係機関に対し資料の提出その他の必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第7条 委員会及びプロジェクトチームの庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

別表第2 (第5条関係)

庁内推進委員会

プロジェクトチーム

健康福祉部長	総合危機管理室 担当
障がい福祉課長	企画課 担当
総合危機管理室長	人事課 担当
企画課長	人権政策・男女共同参画課 担当
人事課長	障がい福祉課 担当
人権政策・男女共同参画課長	こども家庭課 担当
こども家庭課長	介護高齢福祉課 担当
介護高齢福祉課長	地域包括支援センター 担当
地域包括支援センター所長	健康推進課 担当
健康推進課長	商工労働観光課 担当
商工労働観光課長	学校教育課 担当
学校教育課長	生涯学習課 担当
生涯学習課長	伊賀支所住民福祉課 担当
伊賀支所住民福祉課長	島ヶ原支所住民福祉課 担当
島ヶ原支所住民福祉課長	阿山支所住民福祉課 担当
阿山支所住民福祉課長	大山田支所住民福祉課 担当
大山田支所住民福祉課長	青山支所住民福祉課 担当
青山支所住民福祉課長	こども発達支援センター 担当
	障がい者相談支援センター 担当
	自立支援協議会精神保健部会代表
	自立支援協議会就労部会代表
	自立支援協議会療育部会代表
	自立支援協議会相談部会代表

第2次伊賀市障がい者福祉計画答申

平成24年2月17日

伊賀市長 内保 博仁 様

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会
委員長 北野 誠一

第2次伊賀市障がい者福祉計画について（答申）

平成23年7月28日付け、伊障第1190号で諮問のありました第2次伊賀市障がい者福祉計画について、慎重に審議を重ねてまいりました結果、別添最終案を適当と認めましたので、これを答申します。

ただし、下記の事項に関し、意見を付して答申しますので、十分に配慮いただきたい。

記

- 1 本計画を推進するためには、多くの市民が障がい者福祉に関心をもち、一人ひとりができることに参加して、お互いに協力していくことが不可欠であるため、市民への計画に対する周知を徹底いただきたい。
- 2 一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていくために、各々の事業を的確に実施していくための人材を確保するとともに、専門性を高めていくよう、サービス事業者等と協力して取り組んでいただきたい。
- 3 審議の過程で提起された意見やパブリックコメント等で出された意見については、事業実施の段階において十分参考にしていただき、本計画を進めていただきたい。



第2次伊賀市障がい者福祉計画の策定経過

日程	会議名及び主な内容
平成23年3月2日	担当者会議 ・計画の策定スケジュールについて
3月4日～22日	アンケート調査の実施
3月23日	担当者会議 ・アンケート集計について
4月21日	担当者会議 ・アンケート結果について
5月24日	担当者会議 ・課題の整理について
6月2日	第1回障がい者福祉計画策定委員会
6月17日	担当者会議 ・現状の把握、課題の抽出について
6月23日	担当者会議 ・計画体系図の検討について
6月29日	第1回障がい者福祉計画プロジェクト会議
7月7日	第1回障がい者福祉計画庁内推進委員会
7月22日	担当者会議 ・課題確認シートについて
7月28日	第2回障がい者福祉計画策定委員会
8月18日	担当者会議 ・計画（中間案）について
9月6日	第2回障がい者福祉計画プロジェクト会議
9月16日	担当者会議 ・意見交換会について
10月1日	計画（中間案）意見交換会
10月6日	担当者会議 ・意見交換会での意見への回答について
10月13日	第3回障がい者福祉計画プロジェクト会議
10月17日	第2回障がい者福祉計画庁内推進委員会
10月20日	担当者会議 ・計画（中間案）への反映について
10月27日	第3回障がい者福祉計画策定委員会
10月31日～11月2日	担当者会議 ・計画（中間案）の修正について
11月15日	政策調整会議 ・計画（中間案）の報告
11月18日	市議会全員懇談会 ・計画（中間案）の報告
11月22日	担当者会議 ・用語解説について
12月12日～1月13日	パブリックコメントの実施
平成24年1月20日	担当者会議 ・パブリックコメントへの回答について
1月25日	第4回障がい者福祉計画プロジェクト会議
1月30日	第3回障がい者福祉計画庁内推進委員会
2月7日	担当者会議 ・計画（最終案）について
2月14日	第4回障がい者福祉計画策定委員会
2月17日	市長に計画（最終案）を答申
2月21日	政策調整会議 ・計画（最終案）の報告
2月28日	市議会全員懇談会 ・計画（最終案）の報告

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会の経過

回	日時	会場	内容
1	平成23(2011)年 6月2日(木) 15:00~17:00	伊賀市役所 北庁舎 第21会議室	1 障がい者福祉計画策定について (1) 計画策定の策定方針及び計画時期 (2) 計画の策定体制 (3) 策定スケジュール 2 その他
2	平成23(2011)年 7月28日(木) 15:00~17:40	伊賀市役所 北庁舎 第21会議室	1 障がい者福祉計画骨子について (1) 施策別検証シートについて (2) 計画骨子(案)について (3) 策定スケジュール 2 その他
3	平成23(2011)年 10月27日(木) 14:00~16:45	伊賀市役所 北庁舎 第21会議室	1 障がい者福祉計画(中間案)について ・意見交換会(10月1日)での意見について ・用語集(注釈)について 2 その他 ・今後のスケジュールについて
4	平成24(2012)年 2月14日(火) 13:45~16:25	伊賀市役所 北庁舎 第21会議室	1 障がい者福祉計画(中間案)に対するパブリックコメント集約結果 2 パブリックコメントに対する回答及び計画への反映について 3 議会からの意見に対する回答及び計画への反映について 4 障がい者福祉計画(最終案)について 5 その他



用語解説

<あ行>

伊賀地域権利擁護センター

地域福祉権利擁護事業を行う、伊賀市社会福祉協議会内に設置されている機関。
地域福祉権利擁護事業については、地域福祉権利擁護事業の解説を参照。

(仮称)伊賀市サポートファイル

子どもの発達や特性等を保護者が記録するファイル。関係機関へ提示し情報提供を行うことでさまざまな機関が共通の理解のもと支援を行う。地域自立支援協議会療育部会で作成。平成 22（2010）年 10 月～23（2011）年 5 月までモニタリングを行い、平成 24（2012）年度より運用開始。

伊賀市個人情報保護条例

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、基本的人権を擁護するとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする条例。

伊賀地域福祉後見サポートセンター

成年後見制度を使いやすいものとするため、伊賀市と名張市が伊賀市社会福祉協議会に委託し設置した機関。成年後見制度に関する相談・助言、情報提供等や後見人の支援などの事業を実施。

インクルージョン

障がいのあるなしで区分することなく違いを認め、全てを包み込みこむ学校・社会が望ましいという考え方。

<か行>

ガイドヘルパー

視覚障がいや全身性障がい（両上下肢に重度の障がい）、知的障がいがあるために移動が困難な人に、外出時の介助や付き添いをする人。

学習障がい（LD）

知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち特定の能力に著しい困難がある発達障がい。

簡易筆談器

磁気で文字が書ける筆談するための用具。

介助員

特別支援学級等において、支援を行う学級担任等を補助する人。

グループホーム

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上支援を行う。

ケアホーム

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うとともに、相談や日常生活上の支援を行う。

ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供する方法。

権利擁護

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理として権利や支援獲得を行うとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援。

高機能自閉症（H A）

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

高参加・高福祉

住民参加によって地域福祉力を高め、よりよい福祉を実現することを目指している、伊賀市地域福祉計画で掲げている理念のひとつ。

子育て支援センター

育児相談や遊び場の提供など、乳幼児及びその保護者が利用できる施設。

こども発達支援センター

原則 18 歳までのこどもの発達や子育てに関して悩みを抱えている保護者や関係機関からの相談を受け、こどもの発達について、乳幼児期から学童期、就労期まで継続した支援につながるよう、保健師、保育士、教員、ケースワーカーと連携しさまざまな支援を行う機関。

<さ行>

災害時要援護者避難支援プラン

地域において、災害時の避難に当たって、障がいのある人など支援が必要な人を特定し、その一人ひとりを誰が支援するのか、最寄りの避難所はどこかなど、避難誘導時の留意事項について定める「個別避難支援計画」を策定することを主眼とした取り組み。

障がい者福祉ガイドブック

障がい者に関するさまざまな制度をとりまとめた市が毎年作成する冊子。

磁気誘導ループ

補聴器を装着している人がマイク音声をはっきり聞き取るための装置。

就労移行支援事業

65 歳未満の障がいがある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行う事業。

就労継続支援事業

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

障害者週間

広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。期間は 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間。

障がい者職場実習事業

市役所庁舎内で障がいのある人の職場実習を受け入れ、障がい者雇用の可能性について検討するとともに、市職員の障がいのある人に対する理解の促進を図ることを目的として市が実施している事業。

障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う、市が委嘱し、活動している相談員。

障がい者地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉をすすめるしくみづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関、市などで構成する協議会。伊賀市では障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の進捗状況の確認や評価も行う。

障がい者相談支援センター

障がいのある人やその家族、関係機関からの相談に応じ、地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きの支援や調整を行う機関。

障がい者虐待防止センター

障がい者虐待の通報や相談等を行う窓口として平成24(2012)年10月から市町村に設置される機関。

障害福祉サービス

個々の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がいのある人の権利擁護に資することを目的として平成23(2011)年6月に成立。障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。平成24(2012)年10月施行。

障害者自立支援法

障がいのある人がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする法律。

障害者総合福祉法（仮称）

現在の「障害者自立支援法」に替わり、新たに平成25(2013)年8月施行を目指し制定する国の法律。制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする。

障害者トライアル雇用制度

障がい者に関する知識や雇用経験がないため雇用をためらっている事業所が、障がい者を試行雇用の形で受け入れ、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

障がい者スポーツ指導員

障がい内容に基づいた活動上の健康や安全管理を重視したうえで積極的にスポーツを楽しみ、より充実した生活を送れるよう適切な指導をする専門家。

情報保障

「知る権利」を保障するため、身体的な障がいのために情報を収集することができない人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。

職場適応訓練事業

県が障がいのある人の採用を希望する事業主に委託し、能力に適した作業の訓練を行うことで、事業主や障がいのある人の不安を解消し、訓練終了後は引き続き雇用することを目指す事業。

ジョブコーチ

就労を希望する障がいのある人と一緒に職場へ行き、共に作業等を行いながら働きやすいように援助を行うとともに、事業主や従業員への助言や職務、職場環境の改善の提案を行うなど、職場定着を支援する国の制度の専門職。

ジョブサポーター

ジョブサポーター養成講座を終了し、ボランティアとして障がいのある人などが職場に適應できるよう、職場での直接支援や助言などを継続して行う人。

自立訓練事業

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のための訓練を行う事業。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

<た行>

第三者後見人

弁護士、司法書士などの法律職種及び、社会福祉士などの福祉職種が親族の後見人の代わりに、あるいは親族の後見人とともに後見人に就任すること。

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。高齢者の生活に関わることの総合的な相談や、福祉サービス（介護予防サービス等）の利用手続きの支援や調整を行う。

地域移行

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力の不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるように支援する事業。利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類預かり等のサービスを行う。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）

注意障がい、多動性、衝動性を特徴とする行動の障がい。

特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題をふまえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。これまでの「盲学校・ろう学校・養護学校」が特別支援学校に一本化。

特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

〈な行〉

日中一時支援

障がいのある人の日中活動の場を確保するとともに、介護している家族の一時的な休息などを支援する事業。

〈は行〉

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がいや、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が主に乳児期から幼児期にかけて現れ始めるもの。相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係が取りにくい状態。言葉の遅れや強いこだわりが出る場合もある。

※アスペルガー症候群・・・知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「かかわり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

パブリックコメント

行政機関が計画等を制定しようとするときに、広く市民に、意見・情報・改善などを求める手続。

ピアカウンセラー／ピアサポーター

同じ悩みを共有する仲間として相談に乗り、一緒に解決策を考え相談者自身が自分の力で問題を解決できるようにサポートする人。

ピアカウンセリング

自分自身の経験や体験をもとに、障がいを持つ仲間（Peer）同士が話を聞きあい助言しあう活動。

福祉教育

すべての人を個人として尊重し思いやりの心を持って助け合う態度を育て、共に生きる人間の育成を目指す教育。

福祉（協力）委員

地域のなかで困りごとがある人を発見し、民生委員・児童委員と連携して支援するボランティア。必要な相談窓口につないだり、福祉に関する情報を住民に伝えるなどの役割を担う。

（仮称）ふくし総合相談支援センター

市本庁舎において、市全体を対象とした各分野、制度・サービスの枠を超えた福祉の総合相談支援窓口として地域福祉計画の中で設置を目指している機関。

ふくし相談支援センター

伊賀市が社会福祉協議会に委託し、市内6か所に設置している相談機関。身近な場所で保健、福祉、医療に関するあらゆる相談に応じる。

福祉避難所

災害時に、障がいのある人等を一時受け入れるための施設。福祉施設等を自治体が指定。

福祉有償運送

道路運送法第79条に基づき、NPOなどの非営利法人が実施する事業で、自家用自動車を使用して、歩行が困難な移動制約者を自宅から目的地まで移送するサービス。

放課後児童クラブ

学校終了後や長期休業期間に、仕事などで保護者が家にはいない原則小学校低学年の児童に指導員が遊びや生活の場を提供する事業。

<ま行>

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公共的施設の整備における整備基準の遵守やその整備計画について事前に知事(一部地域は市長)と協議しなければならないことが定められた条例。

<や行>

ユニバーサルデザイン

障がいのあるなし・年齢・性別・国籍等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ユニバーサルデザイン庁内推進委員会

ユニバーサルデザインの理念の普及及び啓発や、ユニバーサルデザインに係る資料収集、調査及び研究等を行う委員会。

要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。

<ら行>

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

療育センター

障がいやその心配のある子どもを対象に、早期発見・早期療育、各種療育相談、巡回相談等を行い、子どもとその家族を支援するための専門機関。医療・保健・福祉・保育・教育等の各関係機関と連携し、地域の療育拠点としての機能をもつ。

第2次伊賀市障がい者福祉計画

発行年月：平成24（2012）年3月

発行：三重県伊賀市

編集：伊賀市健康福祉部障がい福祉課

〒518 - 8501 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

電話：0595-22-9657

FAX：0595-22-9662

E-mail：shougai@city.iga.lg.jp